

養父市国家戦略特別区域農業保証（通称：養父市アグリ特区保証）融資制度
要綱

平成27年2月16日告示第5号

改正 平成29年4月28日告示第59号

平成31年4月26日告示第48号

（目的）

第1条 この告示は、商工業とともに国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき指定された本市において、農業を営む中小企業者等が必要とする事業資金の融通を促進し、もって市内農商工業の発展と本市の産業振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 取扱金融機関 兵庫県信用保証協会（以下「協会」という。）が約定する取扱金融機関をいう。

（資金使途）

第3条 この融資制度の資金使途は、商工業とともに特区内において営む農業の実施に必要な次に掲げる資金（以下「アグリ特区資金」という。）とする。ただし、商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む。

- (1) 設備資金
- (2) 運転資金

（融資対象者の資格）

第4条 この融資制度を利用することができる者は、次の各号すべてを満たす者とする。

- (1) 商工業とともに特区内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人
- (2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この融資制度を利用することができない。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けている者
- (2) 協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者及びその連帯保証人
- (3) 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていない者又は登録済み若しくは届出済みでない者
- (4) 他債務のため法的措置を受けている者
- (5) 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められる者
- (6) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者

- (7) 返済能力がないと認められる者
- (8) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）で定める保険対象業種を営む者でない者（ただし、農業を営む者を除く）
- (9) 暴力団（養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者
（融資条件）

第5条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度額
8,000万円以内
- (2) 融資期間
 - ア 運転資金
10年以内（うち据置2年以内）
 - イ 設備資金
15年以内（うち据置2年以内）
- (3) 融資利率
 - ア 融資期間が10年以内のもの
年 1.40%
 - イ 融資期間が10年を超えるもの
年 1.60%
- (4) 返済方法
一括返済（期間2年以内）又は分割返済
- (5) 信用保証
協会の信用保証付きとする。
ただし、保証の割合は融資金額のうち80%とする。
- (6) 信用保証料率
借入金額に対し0.8%とする。
- (7) 担保
取扱金融機関及び協会の定めるところによる。
- (8) 保証人
原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。

（融資の申請）

第6条 融資を受けようとする者は、養父市アグリ特区保証融資申請書（様式第1号）に

必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 納税証明書
- (2) 住民票（法人の場合は、登記事項証明書）の写し
- (3) 特区内で農業を営んでいる又は営むことが确实であることを確認できる資料
- (4) 養父市アグリ特区保証融資制度事業計画書（様式第2号）
- (5) 見積書等の写し
- (6) 第4条第2項第9号に該当しないことを誓約する書面（様式第3号）

（融資対象者の認定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、認定の可否を融資対象者認定通知書（様式第4号）により申請者に交付するとともに、認定した場合は、融資対象者協議書（様式第5号）により取扱金融機関と協議するものとする。

2 市長は、前項の審査にあたり、特区内の農業に関する資金使途と次の要件を勘案し、認定の可否を決定するものとする。

- (1) 事業計画における特区内の事業資金が総事業資金の概ね50%以上であること。
- (2) 前号に限らず、事業計画における特区外の商工業の事業資金が特区内の農業に関連している場合は、特区内の事業資金が総事業資金の概ね20%以上、かつ特区内の農業に係る事業資金が特区外の農業に係る事業資金より大きいこと。
- (3) その他、市長が特に認めたもの。

3 市長は、融資対象者の認定をする場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

（融資の決定及び実行）

第8条 前条第1項の規定により協議を受けた取扱金融機関は、協会の保証承諾を確認のうえ、融資の可否を決定し、その内容について審査結果報告書（様式第6号）により市長に報告するとともに、申請者に通知し、融資実行時期について協議のうえ、速やかに融資を実行するものとする。

（信用保証料の補助）

第9条 市長は、この制度の融資を受けた中小企業者等がこの融資制度を利用するに際して支払った信用保証料を予算の範囲内で補助する。ただし、3,000万円を超える融資を受けた中小企業者等には補助しないものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、協会に支払った保証料の全額を補助する。ただし、補助金の上限は20万円とする。

3 信用保証料の補助を受けようとする者は、信用保証料を支払った後、速やかに養父市アグリ特区保証制度信用保証料補助金交付申請書（様式第7号。以下、「信用保証料補

助金交付申請書」という。)により、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金の対象となる信用保証料が確認できる資料
- (2) 信用保証料の支払いが確認できる資料

(信用保証料補助金の交付決定等)

第10条 市長は、前条第3項により信用保証料補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その旨を養父市アグリ特区保証融資制度信用保証料補助金交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに請求書(様式第9号)を提出しなければならない。

(信用保証料補助金の交付)

第11条 市長は、前条第2項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(利子補給金)

第12条 市長は、この制度の融資を受け返済金を延滞していない者に利子補給金の交付を行う。

2 利子補給金の交付額は、融資利息と同一の計算方法により年率0.8%相当額とし、融資を受けた日から3年間とする。

3 利子補給金を受けようとする者は、毎年2月の末日までに養父市アグリ特区保証融資制度利子補給金交付申請書(様式第10号。以下「利子補給金交付申請書」という。)に取扱金融機関が発行した利子額証明書(様式第11号)を添えて市長に申請しなければならない。

4 利子補給金の算定期間は、毎年1月1日から12月31日までとし、算定期間内に支払われた利子額に対して、第2項の規定により算定された利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第13条 市長は、前条第3項により利子補給金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その旨を養父市アグリ特区保証融資制度利子補給金交付決定通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに請求書(様式第9号)を提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第14条 市長は、前条第2項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(損失補償)

第15条 この制度により融資を受けた者が借入金の返済が不能となったことにより、協会が代位弁済を行ったときは、当該代位弁済額の一部を市が損失補償するものとする。

(融資状況の報告)

第16条 取扱金融機関は、毎月末現在の融資状況を翌月10日までに融資実行報告書(様式第13号)により市長へ報告しなければならない。

(再度貸付)

第17条 既に貸付を受けている者が、同一の資金の貸付を受けようとする場合は、貸付限度額の範囲内でその差額について再度貸付をすることができる。なお、本制度に係る既往借入金を信用保証付融資により借り換える場合は、本制度によつてのみ行うことができる。

(調査等)

第18条 市長は、アグリ特区資金の貸付を受けた者に対し貸付金の内容、使用状況、その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

(関係機関の協力)

第19条 融資制度の関係機関は、相互に連絡協調のうえ、融資制度の円滑な実施に務めるものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、アグリ特区資金の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年2月16日から施行する。

附 則(平成29年告示第59号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成31年告示第48号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の養父市中小企業融資要綱、養父市国家戦略特別区域農業保証(通称:養父市アグリ特区保証)融資制度要綱及び養父市令和元年度暖冬対策融資支援補助金交付要綱における利子補給金の算定期間に関する部分は、令和4年度分については、令和4年4月1日から令和4年12月31日までに支払われた利子額を対象とし、令和3年度分までの利子補給金の算定期間については、なお従前の例による。

養父市アグリ特区保証融資申請書

年 月 日

養父市長 様

住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）
電話番号

養父市国家戦略特別区域農業保証融資制度要綱第6条の規定により、関係書類を添えて融資の申請をいたします。

記

融資申請額	円	業種	
融資期間	年	営業年数	年
資金使途		資本金	千円
		従業員数	人
申込 金融機関 ・本支店名	本・支店	養父市 制度融資 利用状況	1 有 2 無 (制度融資名)

（添付書類）

- 1 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書） 1部
- 2 納税証明書 1部
- 3 特区内で農業を営んでいる又は営むことが確実であることを確認できる資料 1部
- 4 養父市アグリ特区保証融資制度 事業計画書（様式第2号） 1部
- 5 見積書等の写し 1部
- 6 第4条第2項第9号に該当しないことを誓約する書面（様式第3号） 1部

養父市アグリ特区保証融資制度 事業計画書

年 月 日

[申請人]

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（表者名）

1. 事業内容

(農 業) 既存事業・新規事業 ※いずれかを選択				
(商工業) 既存事業・新規事業 ※いずれかを選択				
事業地の住所 (開始予定地の住所)	(農 業)	※1		
	(商工業)			
① 農業の事業内容				
農業開始 (予定) 年月		経営耕地面積※2	(a / h a)	農業に従事 する者の人数
農業 直近決算 (申告) の売上構成 ※3	作物・種類	作付面積 (a/ha) 飼育頭羽数 (頭羽)	生産量 (t) 出荷頭羽数 (頭羽)	年間売上高 (千円)
② 商工業の事業内容				
商工業開始 (予定) 年月		商工業に従事 する者の人数	名	
商工業 直近決算 (申告) の売上構成 ※3	取扱品目・サービス	主な販売、受注先	主な仕入、外注先	年間売上高 (千円)

※1 この住所が国家戦略特別区域内になければ、本保証制度の対象になりません。

※2 経営耕地とは、農業者が農作物の栽培を目的として所有又は借入している耕地のことをいいます。畜産農業を営んでいる方は、施設全体の面積を記入してください。農業サービス業・園芸サービス業は除きます。

※3 開始予定の場合は計画値を記入してください。

2. 資金使途※

特区内の事業資金	内 訳	金 額 (千円)	構成比
農 業			
商工業			
特区内の事業資金 合計 (①)			
特区外の事業資金	内 訳	金 額 (千円)	構成比
農 業			
商工業			
特区外の事業資金 合計 (②)			
総合計 (①+②)			

※商工業とともに営む農業の実施に必要な資金であることが必要です。

※資金使途には国家戦略特別区域内で営む農業に係る資金が含まれていなければなりません。

※特区内・外及び農業・商工業に係る資金が混在したもので区別できない場合には、当該資金を特区内・外の農業・商工業毎の売上高、販売数量等の指標によって按分する方法等により、それぞれの必要資金を算出の上、記入してください。

※市長が特に認めるもののほか、次のいずれか認定基準を満たすことが必要です。(1)特区内の事業資金が総合計の概ね50%以上。(2)特区外の商工業の事業資金が特区内の農業に関連(加工・流通・販売等)している場合は、特区内の事業資金が総合計の概ね20%以上、かつ特区内の農業に係る事業資金が特区外の農業に係る事業資金より大きいこと。

3. 資金調達計画

調達方法 (借入の場合は借入先)	資金種別 (運転・設備)	金額 (千円)	調達時期	備考 (担保設定等)
合 計				

4. 収支計画

(単位: 千円)

	／ ～ ／ (直近決算 (申告) 実績)			／ ～ ／ (翌期予想)		
	全体	商工業部門	農業部門	全体	商工業部門	農業部門
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販管費						
営業利益						
営業外収入		/			/	
営業外支出						
(うち支払利息割引料)	()			()		
経常利益						
税引前当期利益						
法人税等						
税引後当期利益						

5. 備考

誓 約 書

年 月 日

養父市長 様

住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）
電話番号

私（当社）は、下記に該当していることを誓約します。

記

1. 暴力団（養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではない。

様式第4号（第7条関係）

（その1）

養父市アグリ特区保証融資対象者認定通知書

第 号
年 月 日

様

養父市長 広瀬 栄

年 月 日付けで申請のありました養父市アグリ特区保証融資につきましては、養父市国家戦略特別区域農業保証融資制度要綱に基づく審査の結果、下記の条件で融資対象者と認定しましたので、通知します。

記

- 1 融資申請額
- 2 融資期間
- 3 資金使途
- 4 取扱金融機関
- 5 融資条件
 - (1) 取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること。
 - (2) 兵庫県信用保証協会の審査により、保証が承諾されること。

様式第4号（第7条関係）

（その2）

養父市アグリ特区保証融資対象者不認定通知書

第 号
年 月 日

様

養父市長

年 月 日付けで申請のありました養父市アグリ特区保証融資につきましては、養父市
国家戦略特別区域農業保証融資制度要綱に基づく審査の結果、下記の理由で融資対象者と認定できま
せんでしたので、通知します。

記

理由

養父市アグリ特区保証融資対象者協議書

第 号
年 月 日

様

養父市長 広瀬 栄

年 月 日付けで養父市アグリ特区保証融資の申請があり、対象者と認定しましたので、融資の可否について協議いたします。

記

1 融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

2 融資申請額

3 融資期間

4 資金使途

5 付与条件

- (1) 取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること。
- (2) 兵庫県信用保証協会の審査により、保証が承諾されること。

養父市アグリ特区保証融資審査結果報告書

年 月 日

養父市長 様

取扱金融機関名

印

(担当者名)

年 月 日付けで協議がありました、養父市アグリ特区保証融資について、下記のとおり報告いたします。

記

制度名		申請者	
資金使途	運転資金 設備資金	返済方法	1 割賦 2 一括
融資状況	全額 減額 否決 取下		年 月 日 から
融資金額	円		毎月
融資利率	年 %		円 × 回
融資期間	年 月 日 から		計 円 (a)
	年 月 日 まで		その他
信用保証	1 有 2 無		初回 円
	保証料 円		期日 円
	保証の種類		返済金額合計 = 貸付金額
融資否決 又は 減額理由			(a) + (b) 円

養父市アグリ特区保証融資制度 信用保証料補助金交付申請書

年 月 日

養父市長 様

申請者 住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）
電話番号

養父市アグリ特区保証融資制度信用保証料補助金の交付を受けたいので、養父市国家戦略特別区域農業保証融資制度要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

融資対象者認定結果通知番号	第 号
融資額	円
融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日
取扱金融機関名	銀行・信用金庫・農業協同組合 支店
融資実行日	年 月 日
補助対象金額 【支払った信用保証料の額】	円
補助金交付申請額 【上限20万円】	円

※ 添付書類

- (1) 補助金の対象となる信用保証料が確認できる資料
- (2) 信用保証料の支払いが確認できる資料

養父市アグリ特区保証融資制度 信用保証料補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

養父市長

年 月 日付けで申請のあった養父市アグリ特区保証融資制度信用保証料補助金については、養父市国家戦略特別区域農業保証融資制度要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助対象金額
- 2 補助金交付決定額
- 3 交付条件

請 求 書

金 円

ただし、 養父市アグリ特区保証融資制度信用保証料補助金
養父市アグリ特区保証融資制度利子補給金

上記のとおり請求いたします。

年 月 日

養父市長 様

住所 (所在地)
商号 (法人名)
氏名 (代表者名)

■振込先

金融機関名
支店名
普通 ・ 当座
口座番号 (フリガナ) 名義人

養父市アグリ特区保証融資制度 利子補給金交付申請書

年 月 日

養父市長 様

申請者 住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）
電話番号

養父市アグリ特区保証融資制度利子補給金の交付を受けたいので、養父市国家戦略特別区域農業保証融資制度要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

融資対象者認定結果通知番号	第 号
融資額	円
融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日
取扱金融機関名	銀行・信用金庫・農業協同組合 支店
融資実行日	年 月 日
利子補給金対象金額 【利子額】	円
利子補給対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利子補給金申請額	円

※ 添付書類

(1) 利子額証明書

利 子 額 証 明 書

【養父市アグリ特区保証融資制度 年度分】

年 月 日

申請者名	融資実行日	融資額	年 月 末 実績額	
			融資残高	利子合計額

返済回数	返済年月日	融資残高	利率	利子額	返済回数	返済年月日	融資残高	利率	利子額
1	・ ・				7	・ ・			
2	・ ・				8	・ ・			
3	・ ・				9	・ ・			
4	・ ・				10	・ ・			
5	・ ・				11	・ ・			
6	・ ・				12	・ ・			

上記のとおり相違ないことを証明します。

取扱金融機関名



様式第12号（第13条関係）

養父市アグリ特区保証融資制度 利子補給金交付決定通知書

第 年 月 日

様

養父市長

年 月 日付けで申請のあった養父市アグリ特区保証融資制度利子補給金については、養父市国家戦略特別区域農業保証融資制度要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 利子補給金対象金額
- 2 利子補給対象期間
- 3 利子補給金交付決定額
- 4 交付条件

様式第13号 (第16条関係)

養父市アグリ特区保証融資実行報告書

年 月 日

養父市長 様

取扱金融機関名 印
(担当者名)

(年 月 日現在)

(単位：千円)

資金名	融 資 実 績					
	前回報告累計		今回報告		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額